

## 諸外国の陪審制度・参審制度の概要

	米（陪審）	仏（参審）	伊（参審）	独（参審）
対象事件 (刑事事件について)	<p>法定刑6月以上の重大犯罪について無罪答弁をする場合に、陪審裁判を受ける権利が保障されている。</p> <p>(注) 被告人が放棄できるため、陪審裁判によって審理されているのは、被告人総数の5～10%。</p>	<p>法定刑が無期又は下限10年以上の事件が重罪院（参審裁判所）で審理される。</p> <p>(注) 刑事事件全体の1%未満。反逆罪やテロ行為の重罪などは、職業裁判官のみによって構成される特別重罪院で審理される。</p>	<p>重罪院の管轄する故意による「血の犯罪」（殺人等）国家の存立や基礎に関する犯罪</p> <p>(注) テロ事件やマフィアの事件も除外されていない。</p>	<p>4年を超える自由刑 地方裁判所</p> <p>2年～4年の自由刑 区裁判所</p> <p>(注) 2～4年の自由刑は、区裁判所管轄事件の5%。</p>
構成	<p>裁判官1名 陪審員12名</p> <p>(注) ただし、より少ない人数、例えば6名によって構成される陪審を導入している州もある。</p>	<p>裁判官3名 参審員9名</p>	<p>裁判官2名 参審員6名</p>	<p>地方裁判所 裁判官3名 参審員2名</p> <p>区裁判所 裁判官1名 参審員2名</p>
選任方法	<p>選挙人名簿等により無作為抽出された候補者の中から、当事者が質問手続（含、理由なし忌避）により選出。</p>	<p>選挙人名簿に基づき抽選で参審員候補者の開廷期名簿を作成。候補者は開廷期間中の出頭を義務付けられる。具体的な事件の参審員は、事件ごとに、理由なしの忌避手続等を経た上で、開廷期名簿から抽選で選出される。</p>	<p>各自治体が2年おきに作成する候補者名簿（無作為抽出された者に、少数の希望者を登載）の中から各開廷期ごとに無作為抽出。任期中に開始されるすべての事件の審理に当たる。</p>	<p>市町村が作成した候補者名簿に基づき、区裁判所の選考委員会が選任。</p> <p>(注) 市町村の名簿作成及び選考委員会の選任ともに、地方の自主性に委ねられ、政党の推薦や自薦が重視される場合もあれば、事実上無作為抽出に近いところもある。</p>
任期	事件ごと	開廷期（数週間）	3か月間	4年間
評決方法	<p>全員一致が必要</p> <p>(注) ただし、一定の事件につき、特別多数決で足りるとしている州もある。</p>	<p>被告人に不利益な判断をするためには、裁判官と参審員を合わせた3分の2以上の特別多数決。</p> <p>(注) 陪審制度以来の秘密投票による評決。</p>	<p>有罪無罪については多数決で決する。量刑については過半数になるまで最も重い意見の数を順次軽い意見の数に加えて多数決。</p>	<p>被告人に不利益な判断をするためには、裁判官と参審員を合わせた3分の2以上の特別多数決。</p>
判決理由	<p>事実認定については理由が示されない。</p> <p>(注) 有罪、無罪の結論が示されるのみ。</p>	<p>書記官が主文、認定事実と適用条文だけを示した判決書を作成し、裁判長と書記官が署名する。</p> <p>(注) 実質的理由は示されない。</p>	<p>法廷では主文のみ朗読し、判決理由は、言渡し後、裁判官のみで作成する。</p>	<p>判決宣告において理由が示される。判決書は、裁判官が、宣告内容に従い、詳細な理由を付して作成。</p>